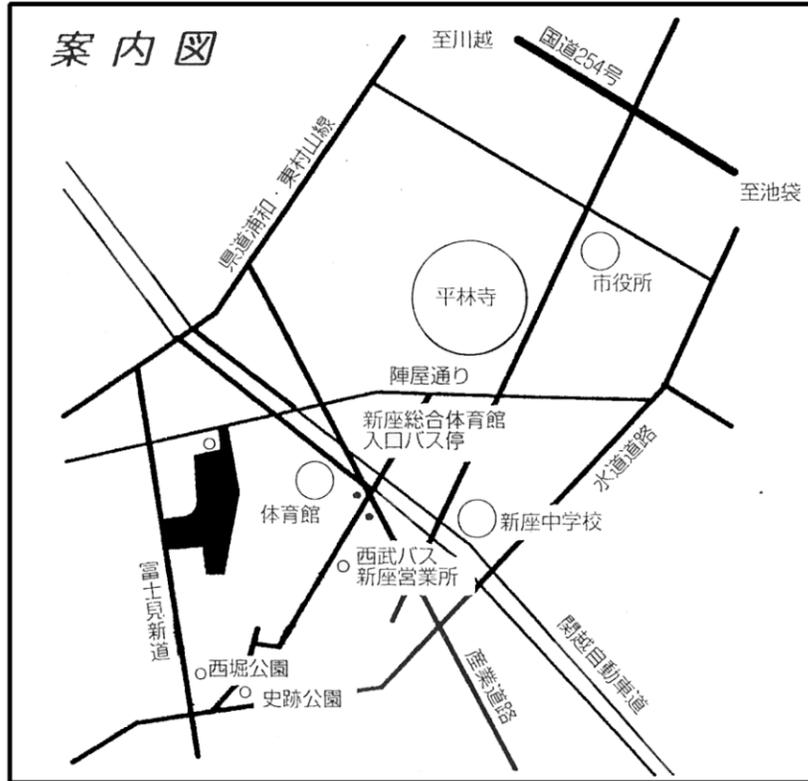


利用上の注意

- ① 利用の時は、「利用（変更）許可書」を必ず受付に提出し、係員の指示に従って利用ください。
- ② 一度納入された使用料は、原則としてお返し致しません。ただし、特別の事由発生時においてはその限りではありません。また、利用の権利の譲渡・転貸をすることはできません。無断で利用許可内容を変更した場合は、利用を取り消すことがあります。
- ③ 利用日及びその前日が悪天候等のため、グラウンドコンディション不良の時は利用をお断りすることがあります。なお、利用の可否については、直接管理事務所で確認してください。
- ④ **利用日の変更（振替）について**
悪天候等で利用できなかった場合は、利用年度内であれば何度でも振替ができます。利用年度内に振替ができなかった場合については、翌年度の利用期間に1回のみ振替ができます。
振替の際は、同条件で「予約システム」にて仮予約を行い、本予約の際に悪天候時の許可書を提示して振替を行ってください。
- ⑤ **利用の取り消しについて**
ア 利用者の都合により利用を取り消す場合、利用日の8日前までに還付申請を行うことにより使用料の半額を払い戻します。ただし、利用日から7日以内は払い戻しができません。
イ 悪天候等で利用できなかった場合、還付申請を行うことにより使用料の全額を払い戻します。
※ 還付申請を行う場合は利用許可書と申請者の印鑑及び振込銀行口座名が確認できるものを持参し、新座市民総合体育館で申請を行ってください。
還付申請は、利用取り消し後、速やかに行ってください。
- ⑥ 利用時間には、準備から終了後の清掃、現状回復、着替え等も含まれます。利用時間を守り、利用後は係員の点検を受けてください。
- ⑦ 野球場グラウンド（ダッグアウトを含む。）内の喫煙・飲酒・火気の使用は禁止します。また、ごみ等は必ず持ち帰るようお願いいたします。
- ⑧ 敷地内において許可なく物品の販売・張紙等は固くお断りします。
- ⑨ 貸出器具の出し入れは、係員の確認のもと、利用者が行ってください。施設の利用に伴い、施設及び器具等を破損又は紛失したときは弁償していただくことがあります。
- ⑩ 大会・競技会等の利用については、事前に係員と打ち合わせを行い、大会要綱等を提出してください。関係機関への届出・許可書等は利用前に必ず主催者が済ませてください。
- ⑪ 危険物、動物等の持ち込みや、酒気を帯びての施設の利用は禁止しております。
- ⑫ 利用上の決まりを守れないときは、利用を禁止させていただきます。
- ⑬ 駐車場は収容台数に限りがありますので、できるだけバスやその他の交通機関を利用してください。
- ⑭ その他不明な点は気軽に係員にお尋ねください。



交通機関・バス利用

- ・東武東上線朝霞台駅南口から東久留米駅行か新座営業所行
 - ・JR武蔵野線新座駅南口から東久留米駅行か新座営業所行
 - ・西武池袋線東久留米駅東口から新座駅南口行か朝霞台駅行
- 西武バスにて新座総合体育館入口下車、徒歩約10分
- ※車で来園される方は、陣屋通り側から入園してください。

利用案内

新座市総合運動公園 野球場

- 生涯スポーツ・レクリエーションの拠点
- ゆたかな心と創造性を育む健康都市づくりのために



新座市体育施設等指定管理者
公益財団法人新座市体育協会
〒352-0022 新座市本多二丁目1番20号
TEL 048-482-2002
FAX 048-478-8013

総合運動公園管理事務所
〒352-0022 新座市本多二丁目8番16号
TEL 048-479-5515
FAX 048-479-5619

利用の手引き

- 利用時間
4月～11月 午前8時30分～午後9時30分
12月 午前8時30分～午後6時30分
※1月から3月は芝養生期間となりますので利用できません。
- 休場日
毎週月曜日（休日の場合はその日後において最も近い休日でない日）
年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- 使用の範囲
専用利用（全施設を大会等で独占利用すること）
- 市内団体の登録
登録資格は、市民及び市内在勤・在学の者で構成された10名以上の団体です。資格を満たす団体は新座市民総合体育館受付窓口にて「新座市公共施設予約システム利用者登録申請書」に必要事項を記入の上、利用者登録を行ってください。
- 利用の申込み方法等

受付場所	新座市民総合体育館（新座市本多 2-1-20）	
受付時間	午前9時から午後9時まで ただし第2・第4月曜日（休日の場合はその日後において最も近い休日でない日）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は、休館日となりますので受付できません。	
受付方法	「新座市公共施設予約システム」または「新座市民総合体育館受付窓口」にて仮予約申請手続を行います。仮予約申請後、利用日の1か月前までに新座市民総合体育館受付窓口にて使用料の納入を行ってください。利用日の1か月前以降の申請については、申請から1週間以内に納入してください。納入後、本予約申請となります。（納入後は、原則返金できません）	
専用利用	市内団体	利用日に属する月の3か月前に属する月の初日から利用開始日の前日まで
	市外団体	利用日に属する月の2か月前に属する月の初日から利用開始日の前日まで

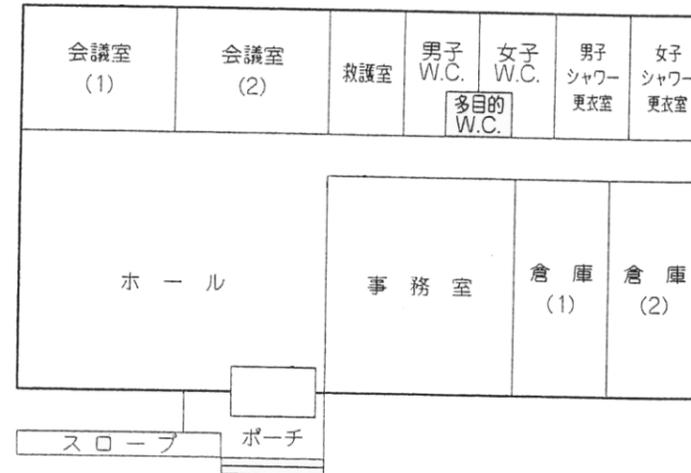
野球場の概要

- 名称 新座市総合運動公園野球場
- 所在地 新座市本多二丁目8番16号
- 施設面積 約16,600㎡
- 併用開始 平成9年4月1日
- 運動面積 約12,000㎡
規模：両翼 91m 中堅 120m
表面：内野…クレー 外野…芝生
- 構造
メインスタンド：約567㎡ 鉄筋コンクリート造2階建
1F：本部席 放送席 トイレ ダッグアウト
2F：観覧席（424人収容）
内野スタンド：芝スタンド約900㎡（約1,500人収容）
外野スタンド：芝スタンド約680㎡（約1,100人収容）
- 収容人員 合計約3,000人
- スコアボード 磁気反転式
- 夜間照明 照明塔6基
- 中央駐車場 123台駐車可能（内障がい者用3台）

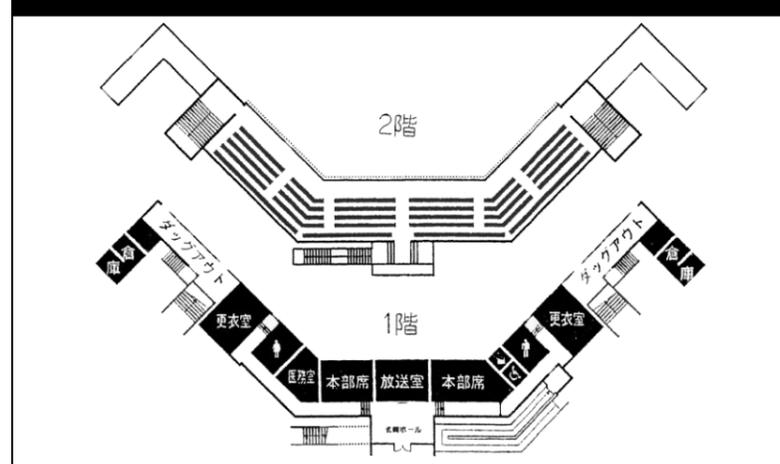
新座市総合運動公園施設配置図



管理事務所内施設配置図



メインスタンド施設配置



使用料金表

施設名	区分	使用料（単位：円）			
		午前 （8時30分～11時30分）	午後1 （正午～3時）	午後2 （3時30分～6時30分）	夜間 （7時～9時30分）
野球場	一般	4,630	4,630	4,630	2,570
	子供	2,310	2,310	2,310	1,290
	放送設備	1式1回 1,030			
	照明設備	全点灯 30分当たり 4,110		半点灯 30分当たり 2,060	
	スコアボード	1式1回 1,030			

- 【備考】
- 新座市外の団体が利用する場合は、上表の使用料の倍額です。
 - 子供は中学生以下（3歳以上）となります。
 - 団体利用の申請の際に子供（中学生以下の者をいう。）が3分の2を超えているときは、当該団体の利用は、子供の利用とみなします。
 - 入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料は、所定の使用料に1人1回について徴収する最高の料金に100を乗じた額を加算した額とします。